



以下の項目に該当する人は特定健診の対象になりません。（40歳～74歳）

- ①妊娠中の人。または、出産後1年未満の産婦
- ②刑務所等に拘禁されている人
- ③病院または診療所に6ヶ月以上入院している人
- ④障害者支援施設に入所している人
- ⑤特別養護老人ホームなどの介護保険施設や有料老人ホーム等に入所している人